

平成27年5月第3回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 平成27年5月12日(火)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹中 多津美	2番 上山 精雄	3番 亀井 賢夫
4番 小椋 利廣	5番 脇本 健樹	6番 濱口 太作
7番 谷口 總一郎	8番 山本 賢誓	9番 山下 浩平
10番 堺 喜久美	11番 町田 又一	12番 林 竹松
13番 久保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	日垣 龍二
事務局次長兼班長	寺岡 安弘
議事班 主任	武井 美冬
議事班 主任	眞土 浩子
議事班 主事	池田 諭史

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小松 幹侍	副 市 長	久保 信介
総務課 長	山本 康二	企画財政課長	川上 建司
税務課 長	上松 一喜	市民課 長	萩野 義興
保健介護課長	武井 知香	農林水産課長併農業委員会事務局長	竹本 俊之
教 育 長	谷村 幸利	教育次長兼学校保育課長	久保 一彦

7. 議事日程

日程第1 議長の選挙について

日程第2 議案第1号 室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第3 議案第2号 室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第4 議案第3号 室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第5 議案第4号 室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について

日程第6 議案第5号 室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第7 議案第6号 室戸市介護保険条例の一部改正について

日程第8 議案第7号 室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設設置及び管理条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 教育委員会委員の任命について

日程第10 議案第9号 教育委員会委員の任命について

日程第11 議案第10号 固定資産評価員の選任について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

追加日程第6 芸東衛生組合議会議員の選挙について

日程第2より日程第11まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

議会事務局長の日垣です。どうぞよろしく願いいたします。

本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、山下浩平議員が年長議員でありますので、御紹介をいたします。

山下議員、御登壇をお願いいたします。

○臨時議長（山下浩平君） おはようございます。

ただいま御紹介いただきました山下でございます。

平成27年5月第3回臨時会の開会に当たり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うこととなりました。議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員の皆様のお協力をいただきまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段の御協力をお願い申し上げます。

これより平成27年5月第3回室戸市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） 諸般の報告をいたします。

出欠の状況ですが、定数13名全員出席でございます。

次に、本日の日程でございますが、最初に議長の選挙を行い、議長が決定いたしますと、追加日程として議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、芸東衛生組合議会議員の選挙を行いまして、その後議案第1号から議案第10号固定資産評価員の選任についてまで、以上10件の審議をお願いすることとなっております。以上でございます。

○臨時議長（山下浩平君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席と指定をいたします。

~~~~~

○臨時議長（山下浩平君） 日程第1、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（山下浩平君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○臨時議長（山下浩平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山下浩平君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山下浩平君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議会事務局長の点呼に応じ1番議員から順次投票を願います。

なお、白票は無効であります。

点呼を命じます。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（山下浩平君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下浩平君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（山下浩平君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に脇本健樹君及び亀井賢夫君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（山下浩平君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

久保八太雄君 7票

堺 喜久美君 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、久保八太雄君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました久保八太雄君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○13番（久保八太雄君） 高いところから御挨拶させていただきますことをお許しくださ

い。

今回選んでいただきまして大変光栄に思っております。議長の重責を本当に痛感しております。

まず、月並みな言葉ですけれども、議員と執行部との間は両輪のごとくと言われておりますが、まず開かれた議会、そして市民との協働による議会、それとそれによって信頼される議会ということを進めていきたいと、これにはどうしても議会改革が必要であろうと思っております。これについては皆様の御協力がないと、ぜひとも御協力いただきましてこれを進めていきたい、こう思っておりますので、どうかひとつお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（山下浩平君） これをもって臨時議長の職務は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

久保議長、議長席にお着き願います。

議長交代及び追加日程表配付のため休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程表のとおり、日程を追加し順次議題といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、追加日程表のとおり日程を追加し順次議題とすることに決しました。

意見調整のために30分間休憩いたしたいと存じます。

午前10時27分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を、議会事務局長に朗読させます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） 朗読いたします。

1 番竹中多津美議員、2 番上山精雄議員、3 番亀井賢夫議員、4 番小椋利廣議員、5 番脇本健樹議員、6 番濱口太作議員、7 番谷口總一郎議員、8 番山本賢誓議員、9 番山下浩平議員、10 番塚喜久美議員、11 番町田又一議員、12 番林竹松議員、13 番久保八太雄議員、議長席でござ

います。

○議長（久保八太雄君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたしました。
議席の移動の間、休憩いたしたいと存じます。

午前10時59分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において町田又一君及び谷口總一郎君を指名いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（久保八太雄君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（久保八太雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（久保八太雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議会事務局長の点呼に応じ、1番議員から順次投票をお願いします。

なお、白票は無効であります。

点呼を命じます。

〔職員点呼、投票〕

○議長（久保八太雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（久保八太雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小椋利廣君及び山本賢誓君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（久保八太雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 9票

無効投票 4票

有効投票中

脇本健樹君 8票

山本賢誓君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、脇本健樹君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました脇本健樹君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長就任の御挨拶をお願いいたします。脇本健樹君。

○5番（脇本健樹君） 副議長の重責を任せられました脇本健樹でございます。

久保議長を十分サポートし、頑張ってまいりたいと思います。また、市長以下執行部との調和を図れるように正副議長で頑張っていきますので、よろしく申し上げます。（拍手）

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、追加日程第5、各常任委員会委員及び議会運営委員会の委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

まず、総務文教委員会委員といたしまして、順不同ではございますが、上山精雄君、山本賢誓君、谷口總一郎君、亀井賢夫君、堺喜久美君、濱口太作君、久保八太雄でございます、以上7名を総務文教委員会に指名いたします。次に、産業厚生委員会委員といたしまして、山下浩平君、町田又一君、小椋利廣君、竹中多津美君、林竹松君、脇本健樹君、以上6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会の委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長互選のため委員会を招集いたします。直ちに各委員会を開き、正副委員長を互選の上、報告をお願いいたします。

それでは、各常任委員会正副委員長を互選のため10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

総務文教委員会委員長濱口太作君、総務文教委員会副委員長谷口總一郎君、産業厚生委員会委員長小椋利廣君、産業厚生委員会副委員長竹中多津美君、以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、町田又一君、山下浩平君、亀井賢夫君、濱口太作君、林竹松君、堺喜久美君、山本賢誓君、以上7名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長互選のため委員会を招集いたします。直ちに委員会を開き、正副委員長を互選の上、報告をお願いいたします。

それでは、議会運営委員会正副委員長互選のため10分間休憩いたしたいと存じます。

午前11時29分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長山本賢誓君、議会運営委員会副委員長亀井賢夫君、以上のとおり決定いたしました。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、追加日程第6、芸東衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。



選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選いたしたいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よつて、選挙の方法につきましては指名推選にすることに決定しました。

次に、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決しました。

芸東衛生組合議会議員に、小椋利廣君、亀井賢夫君、竹中多津美君、久保八太雄、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を芸東衛生組合議会議員の当選人と決することに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました小椋利廣君、亀井賢夫君、竹中多津美君、久保八太雄が芸東衛生組合議会議員に当選いたしました。

小椋利廣君、亀井賢夫君、竹中多津美君、久保八太雄が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第11、議案第10号固定資産評価員の選任についてまで、以上10件を一括議題といたします。

ここで市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

引き続き、報告事項並びに提案理由の説明を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 本日、平成27年5月第3回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それではここで、行政報告を1件だけさせていただきます。

東部地域博覧会の開幕及び室戸世界ジオパークセンターのオープンなどについてでございます。

まず、4月29日、愛称高知家・まるごと東部博と室戸世界ジオパークセンターのオープニングイベントが開催をされ、御来賓の方々を初め多くの方々に参加をいただきました。大変うれしく思っているところでございます。

また、5月9日には、東部博のスペシャルイベントとなっております第1回室戸ジオパークトライアスロン大会が開催をされ、参加者数が少ないのではないかと心配をしておりましたが、全国各地から300人を超える選手の方々の参加がございました。水泳1.5キロメートル、自転車40キロメートル、マラソン10キロメートルで、大変厳しいコースでございましたが、参加者からはきつくてハードだけれども、大変よかった、達成感があるというような意見をいただきました。また、次にも参加をしたいということでございます。大会実行委員会を初め、御協力をいただきました多くの団体、個人の方々に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

そして、室戸ジオパークの拠点施設である室戸世界ジオパークセンターでございますが、検討委員会から完成まで約3年6カ月かかっておりますが、おかげさまでオープンをすることができました。内部は展示コーナーやジオシアター、ジオカフェ、ジオショップ、企画展示スペースなどを備えたものとなっております。内覧会を含め専門家の方々からは他の展示とは違い特徴のあるよい施設ができたとの評価をいただいているところでございます。オープンからこれまでに1万人を超える方々の入場となっております。今後とも、内外の情報発信や子供たちの教育の場として、また観光関連施設として交流人口の拡大を目指してまいります。

そして、同一敷地内に海洋研究開発機構の地震津波観測監視システム室戸陸上局舎が完成をいたしました。今後の地震・津波対策に大きく貢献していただけるものと期待をいたしているところでございます。

次に、提案理由の説明に先立ちまして、報告事項について申し上げます。

第4期室戸市障害者計画についてでございます。

障害者基本法第11条第3項の規定により本計画を策定しましたので、同条第8項の規定により別冊のとおり報告をいたします。

次に、今臨時会に提案いたします案件は、条例関係7件、人事関係3件の計10件であります。以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものでございます。

議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めます。

議案第3号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承

認について。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税を行う場合に伴う減収補填措置の適用期限を延長する省令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものでございます。

議案第4号室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について。

本案は、室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映することを目的に室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第5号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について。

本案は、室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置に伴い、委員等の報酬について定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号室戸市介護保険条例の一部改正について。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布施行されたことに伴い、低所得者の第1号被保険者に係る保険料の減額賦課について、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設設置及び管理条例の一部改正について。

本案は、地域資源を活用し、農産物等の販売を強化するため、キラメッセ室戸に加工・販売所を整備することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号教育委員会委員の任命について。

本案は、教育委員会委員祖川浩氏が平成27年6月5日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号教育委員会委員の任命について。

本案は、教育委員会委員岡村康夫氏が平成27年6月5日をもって任期満了となるため、新たに北岡賢一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第10号固定資産評価員の選任について。

本案は、4月1日付人事異動に伴い、固定資産評価員として税務課長上松一喜を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしました但、詳細につきましては関係課長から補足説明をいたさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後0時1分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑をいたします。

ただいま課長のほうから説明はありましたが、この2条関係を見ますと、それぞれ1万円ずつの増額になっておるわけですが、その辺の増額に見合うだけの市民の所得が向上されているのかどうか、その辺のところをどのように調査されておるのか、まず説明を求めたいと思ひます。

それと2点目、この中身を見ても、資産割額という項目があるわけですが、普通市民の方はこの点に疑問を感じておるのは、国保税の算定基準に固定資産税のいわゆる資産割といひますか、そういったものも含まれ、そして別に固定資産税も支払っておるという状況があるわけですが、なぜそのような形になるのか、詳しく法的根拠について説明を求めるといひます。たしか高知市かどこかは固定資産割額というものはないと思ひますので、その辺のところをあわせて説明を求めたいと思ひます。以上。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。萩野市民課長。

○市民課長（萩野義興君） 林議員さんにお答えいたします。

まず、1点目の増額1万円分等に見合う所得の調査をしているかということですが、室戸市独自では所得の調査というのはいしてございませんけれども、これは先ほど申し上げましたように地方税法の改正による全国的なベースでの統一的なものでございますので、おっしゃるように室戸市が所得が上っておるのかというところは非常に難しいところかと思ひま

すが、地方税法の取り扱いの中で全国統一的に引き上げていくというものでございます。

それから、2点目の資産割額でございますが、おっしゃるとおり県下では資産割額は高知市さんと、ほか四万十町さん、2つのところが資産割を基準には入れてございません。室戸市が資産割を入れておるのは、議員さん御存じかと思いますが、地方税法の703条の中に基準の方式が定められておりまして、室戸は4方式というものをとっております。それは資産割が入ってくるということになりますが、この4方式っていうのは、町村型の室戸市のような財政力の弱い市町村がこれをおこなっていることが多ございます。室戸につきましては、この資産割によって国保料を賄っていくということで、ずっとこの方法でやらせていただいておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保八太雄君） 林竹松君の2回目の質疑を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 2回目の質疑を行いたいと思います。

まず、課長のほうからも説明がありましたが、幾ら地方、いわゆる税と申しますか、そういったものにおいてもやっぱりそういう国保税を徴収するには末端の市民から徴収をしなければならぬわけですから、その市民の方がそういう異議の申し立てとかというものがあれば、やはりどう納得してもらえるのかという説明が不足していると思うんですね。その辺らについてもあわせて課長の考えを聞いておきたいと思います。

それから、2点目においては、国の幾ら基準の見直しとかと言われても、今も申し上げたように市民から税金を国保税なりいただくわけですから、この市民がやはり1万円上げることによってそれぞれの市民の方がどれだけの所得が増額されたのかっていうのは、私は国云々じゃなしに地方の自治体が調査をし、きちっと説明ができるようにしてやるのが行政サービスだと考えますが、その点についてあわせて説明を求めておきたいと思います。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。萩野市民課長。

○市民課長（萩野義興君） 林議員さんにお答えします。

1、2点目の市民の方から国保税を徴収して、そのときには市民の方からもいろいろ異議の申し立てとか、それから市民の方に1万円上げることを御理解していただかなければならぬんじゃないかということですけども、先ほどちょっと申し上げたことと重なるかと思っておりますけれども、あくまでも今回の見直しは2つ大きな条項があったと思いますが、1点目の条項はあくまでも課税限度額の引き上げでございますので、高額所得者に対して、あくまでも高額のところだけの部分が4万円上がっていくというもので、それから2点目の減免の所得につきましては、景気が上がっておりますので、あくまでも軽減の対象、国保税を減らしていく、減額していく金額を上げるものでございますので、あくまでも軽減の対象者がふえていくと、これは市民の方にとっては有利って言ったら申しわけないですけども、いい方向じゃないかなと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保八太雄君） 林竹松君の3回目の質疑を許可します。林竹松君。

○12番(林 竹松君) 3回目の質疑を行いたいと思います。

課長さんね、今最初の説明で固定資産割を取っていないのは2町村がどっかあると言いましたが、そういうところを取っていないとなれば、幾ら弱体な室戸市であっても、どうすれば市民に負担をかけなくて済むのか、これはやはり取り組むべきと考えますので、ぜひその辺今後の見通し等について説明を求めておきたいと思います。

○議長(久保八太雄君) 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長(小松幹侍君) 林議員さんの3回目の質疑にお答えをいたします。

まず、今回の改正は、御案内のとおり地方税法の改正に伴うものでございまして、1つには高額といたしますか、所得の高い人については保険料をもう少し上げさせていただきたい。また、所得の低い人については低所得者対策として軽減率を上げて、多くの人に軽減をしていこうというような内容となっております。

それから、議員さんの御質疑の資産税割をどうするかという問題であります。当市は所得割と資産税割があると、その両方で保険料を計算してるんだというのは御案内のとおりでございますが、議員さんも御指摘のように、やはり資産税割があるということについてはいろんな方々の御意見の中で見直すべきではないかという御意見もあることは承知をしております。ただ、現段階で当市が資産税割を外してしまいますと、所得割の方々の保険料率が物すごく上がって、なかなかそれは御理解が得られないというような中で、どうしても今の段階では所得割と資産税割を2つ合わせたものでやっていくしかないというのが現状でございます。

ただ、御案内のとおり、国民健康保険というのは、これは国の法律が最近通っておりますが、市町村が保険者になるのではなくて、県が保険者になるというように、平成30年度からそういう移行が考えられて実施に移されていくというふうに考えております。そうした中で、先ほどの保険料、保険料を集めるのは県が集めるということにはなかなか今の段階ではならないというふうには思っていますが、市町村が集めるということになってくるとは思いますけれども、そうした議員さん御指摘のような内容が改善できないかどうか、その点については今までのやり方を変えていくことができないかということについては、今後ぜひその県一にあわせて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(久保八太雄君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保八太雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第3、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後0時23分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分承認について質疑をさせていただきます。

2点ほどお聞きいたします。

1点目は、議案書の1ページ、説明資料の3ページからお聞きをいたします。

本議案は市税等の一部改正について承認を求めるものでございますが、4年間のブランクがありまして、市税収入の状況について皆目知識がありませんので、少しお教えいただきたいと思っております。資料から拾いますと、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税がありますが、この4税に関する過去10年間の収入の増減の状況についてお聞きをいたします。そして、金額を列挙した上で、担当課としてその推移をどのようにお考えでしょうか。4つの税、それぞれについて御見解をお伺いをいたします。

2点目、議案書の4ページ、資料の3ページにありますわがまち特例、この税の特例措置は、私が議員でなくなった後の平成24年度の税制改正によって誕生したもので、内容を理解できず、詳細にちょっと調べてみました。それによりますと、この税制改正によって地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み、地域決定型地方税制特別措置が導入され、これを通称わがまち特例と呼んでいると知りました。

そこで、お伺いをいたします。

国のこの改正を受け、本市においても平成24年度からわがまち特例の対象になる資産を決定し、25年度から課税を行ってきたと推測をいたしますが、この税特例の対象になる資産についてお聞きをします。本市の固定資産税の特例措置の対象となる資産にはどのようなものがありますでしょうか。全国の自治体が行いますわがまち特例によりますと、固定資産税の特例措置を見ますと、ノンフロン製品に係る特例措置として冷蔵・冷凍陳列棚や倉庫用冷蔵・冷凍装置も対象資産になっておりまして、本市はこの特例措置を行っているかどうかについて、以上2点についてお伺いをいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。上松税務課長。

○税務課長（上松一喜君） 谷口議員さんの質疑にお答えいたします。

まず1点目でございますが、市民税から申し上げます。

市民税につきましては、平成19年度5億5,900万6,117円の収入済額でございます。平成23年度は4億6,208万5,858円、平成25年度は4億3,967万1,929円であります。平成26年度につきましては、まだ出納閉鎖が終わっておりませんので、確定しておりません。この市民税につきましては減少しておりますが、主な原因といたしましては、人口減少と高齢化及び就労場所の減少が影響していると考えております。

次に、固定資産税につきましては、平成19年度5億9,723万7,500円、平成23年度5億6,942万2,838円、平成25年度5億1,179万1,602円であります。この固定資産につきましては、景気の変動による土地価格の下落、新築家屋の減少及び事業所の撤退などが減少の要因と考えております。

次に、軽自動車税につきましては、平成19年度3,978万1,600円、平成23年度4,140万4,439円、平成25年度4,248万8,833円あります。軽自動車税につきましては、やはり景気の後退によって維持費の安い軽自動車に乗りかえたものと考えております。

次に、たばこ税につきましては、平成19年度1億113万359円、平成23年度9,089万9,035円、平成25年度1億166万4,237円あります。たばこ税につきましては、消費量は減少傾向ですが、税率を変え価格に反映されたことが影響して余り変動はしておりません、そのように考えております。

次に、2点目ですが、わがまち特例の対象につきましては、土地、建物及び償却資産であります。平成24年の法改正を受け、本市でも平成24年度に特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設、下水道除害施設を、平成25年度に都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫、平成26年度に浸水防止用設備、ノンフロン製品、公害防止用設備を税条例で規定しております。市内に該当は現在のところございません。ノンフロン製品につきましては、自然冷媒、冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素または水を利用した陳列棚等の一定の業務用の冷凍・冷蔵機器であるとされておりますので、市内に該当はございません。以上です。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑はございませんか。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。第2号議案について質疑をいたします。

この議案の説明資料の3ページですが、この中にふるさと納税があります。これちょっと確認をさせていただきたいのですが、ふるさと納税につきましては、担当者の努力でふえてきちゅうということは聞いちゃうわけですが、この改正点の中で、確定申告が不要というのは恐らく2つ以上のところから給与をもろてないとか、ある一定額以上とかというのはその確定申告不要という部分やと思いますが、この部分について、今回新たに従前のものに継ぎ足されたということなんですかね。例えば、今までふるさと納税というのは自営業者、誰々であれ、

その税金をふるさと納税にするわけですけど、それには一定の計算額によってふるさと納税額が決まりよったわけですが、それは残って、新たにその給与所得者、ある一定以内の給与所得者に対して確定申告が要らずに控除ができるというふうに改善されたということでしょうか、それ以前の部分は残って確定申告が必要ということながでしょうか。そのあたりをちょっとお伺いします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。上松税務課長。

○税務課長（上松一喜君） 上山議員さんの質疑にお答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、今年度から確定申告が不要の給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例が創設されました。といいますのは、例えば室戸市にふるさと納税をした場合、室戸市からその住所地の市町村に申請情報が届けられ、ふるさと納税者がわざわざ申告しなくてもよいような仕組みでございます。以前のものについては、やはり申告しないとイケないというふうにしております。以上です。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可します。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目の質疑をいたします。

もう一点だけですが、この中で5団体以内の場合に限りというところがあるのですが、これは5団体までということなのか、5団体以内というのは5つなのか1つなのか、そのあたりはどうでしょう。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。上松税務課長。

○税務課長（上松一喜君） 5団体以内ということでございますので、1団体でもかまんということですよ。5つ以内です。以上です。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第3号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時35分 休憩

午後0時38分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定に

より委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5、議案第4号室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時38分 休憩

午後0時42分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。本案に対して質疑をしたいと思います。

これは地方創生事業にかかわる一環の分だと思えますけれども、こういった組織ができて、早く計画策定というのを急がれると思えます。この中で、県の選出国會議員によりますと、こういった取り組み姿勢というか、内容が高知県の中では宿毛市と室戸市が一番おこなっているというような評価というか、話も聞いておりますので、ぜひ積極的に早い段階で取り組んでいただきたいと思えます。

それで、この策定っていうものを今からとり行うわけですがけれども、その大体のめどですわね、どれぐらいの時間をかけて、どういうものをつくり上げていくかという想定があると思えますので、それをちょっと聞かせてください。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。川上企画財政課長。

○企画財政課長（川上建司君） 山本議員の御質疑にお答えをいたします。

進捗のことが出ましたが、現在平成27年、ことしの2月に市長を本部長といたします庁内組

織を立ち上げております。今回の審議会とともに総合戦略の作成作業を行うこととしております。本部会と審議会、それと中で数回会を持ちまして、何とか秋には素案のようなものまでお示ししたいというふうに考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑はございませんか。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。本議案について質疑いたします。

この創生総合戦略審議会条例っていうので、これは本当にこれからの室戸市の地方創生をかけた重要な審議会でありポジションであると思うんですが、この中で一番問題になるというか重要視されるのは審議会の委員構成であります。条例の中には1、2、3、4、5と5つ、住民団体の代表、産業関係者、行政関係者、学識経験者、その他市長が必要と認める者とありますが、この資料の中ではより具体的に住民代表、産業界、大学、行政機関、金融機関、労働団体、メディアとありますので、今の段階で大体のめどっていうか、何人を構成委員として、大体構成委員はどういう形で何人ぐらいになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。川上企画財政課長。

○企画財政課長（川上建司君） 堺議員さんの御質疑にお答えをいたします。

今回の総合戦略につきましては、地域の特色を生かした戦略を立てていくという観点から広く御意見を求めるということで、産官学金労言というふうに、国のほうはこういった表現をされています。産官学金の後で、あとちょっと特色としては労働団体であるとか、メディアですね、言、言論ということで、今のところ住民代表の方で4名程度、産業界の方で、これは農林水産業の人から6名ほど、それとあと大学、それと高校、県立高校のほうからも2名ないし3名、あと県庁でありますとか、国立の国関係のところも入れて行政関係で3名程度、金融機関から2名、それとあと労働団体から2名、それとメディアのほうから1名で、今のところ想定しちゅうのは25名以内としておりますが、21名程度で現在のところ考えております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 堺議員の2回目の質疑を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。2回目の質疑を行います。

さっき住民代表で4名、産業界で6名、大学で2名から3名、行政関係で3名、金融で2名、労働団体で2名、メディアで1名、約21名程度ということをお聞きいたしました。この国の地方創生では国からの人材、そしてそういう人たちを国から支援していただく、そういう制度もあろうかと思うんですが、それは起用されたのかどうか。

それと、今までの審議会の選任については各種団体の長を充てるといった安易な選定の仕方っていうのも私たちは目にするわけですけども、この重要なこういう審議会にぜひ若者はどれくらい入れるのか、また男女共同参画社会の室戸市の基本計画であります女性の割合をふやすということで、女性の視点からの意見をいただくためにも、女性を何人ぐらい構成委員に考

えているのか、その点お聞きいたします。

○議長（久保八太雄君） 小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんの御質疑にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、我々としても大変大事な計画を立てたいというのは御案内のとおりでございます。先ほども申しますように、産学官金労言の方々の参画をいただきたいということで今人選にかかっているところでございます。御案内のように、私としてもやはり若い方々の御意見はどうしても取り入れていきたいというふうにも思っておりますし、また女性の方の御意見というものも入れていかなければなりません。例えば女性の方々の参画としましては、私はずっと30%以上女性の方が入るようにいろんな組織をそうしていきたいというふうに言っていました。25名以内となっておりますので、先ほど議員さん御指摘のようなことも踏まえて人選をしっかりやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第6、議案第5号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時53分 休憩

午後0時55分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第7、議案第6号室戸市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。武井保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 0 時 56 分 休憩

午後 1 時 0 分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 6 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 8、議案第 7 号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。竹本農林水産課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 1 時 1 分 休憩

午後 1 時 4 分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 9、議案第 8 号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 1 時 5 分 休憩

午後 1 時 7 分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 8 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 10、議案第 9 号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 1 時 8 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 9 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 11、議案第 10 号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 1 時 11 分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第11、議案第10号固定資産評価員の選任についてまで、以上10件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） なしと認めます。

これをもって日程第2、議案第1号から日程第11、議案第10号までの以上10件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

教育委員会委員に祖川浩氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、祖川浩氏の教育委員会委員の任命については同意されました。

次に、議案第9号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

教育委員会委員に北岡賢一氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、北岡賢一氏の教育委員会委員の任命については同意されました。

次に、議案第10号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

固定資産評価員に上松一喜氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、上松一喜氏の固定資産評価委員の選任については同意されました。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することと決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これをもちまして平成27年5月第3回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後1時21分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会臨時議長

〃 議 長

〃 議 員

〃 議 員